

議案第15号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都板橋区職員定数条例（昭和50年板橋区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 区長の事務部局の職員            | 3, 255人 |
| (うち383人は、福祉事務所の職員の定数とする。) |         |
| (2) 議会の事務部局の職員            | 18人     |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員         | 203人    |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員     | 112人    |
| (うち6人は、幼稚園教諭の定数とする。)      |         |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員       | 11人     |
| (6) 監査委員の事務部局の職員          | 11人     |
| 合計                        | 3, 610人 |

第2条第2項中「休業」を「自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業」に改め、同条第3項中「休業者」を「育児休業者、公務災害休業者」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。